

令和5年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（警察本部）

開催年月日 令和5年7月5日（水）
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員
 答弁者 公安委員長 吉本 淳一
 警察本部長 鈴木 信弘

質問要旨	答弁要旨
<p>五 公安問題について</p> <p>(一) 選挙演説中におけるやじへの対応等について</p> <p>1 原告女性に対する札幌高裁判決の受け止めについて</p> <p>いわゆる「ヤジ排除訴訟」において、札幌高裁は原告女性が表現の自由を侵害されたと認めました。道警察の行為が表現の自由などの侵害と一審に続き断じられたことは大変重いものです。原告女性に対する判決をどう受け止めたのでしょうか。知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。</p> <p>2 判決に対する対応等について</p> <p>知事及び公安委員長は上告を含めた今後の対応検討にあたり、女性への行為が違法とされた高裁判決文は自ら手に取り読まれたのか伺います。知事は女性への行為が違法とされた高裁判決について、知事部局及び道警察からどのように説明され、意見を述べたのでしょうか。被告である知事は、高裁判決を重く受け止め、上告を断念すべきと考えますが、どのように判断するのでしょうか、お答えください。6月28日の公安委員会では原告女性に対する判決がどのように議論され、道警察に対して意見を述べたのか、公安委員長に伺います。</p> <p>3 今後の道警察活動の在り方について</p> <p>札幌高裁は原告女性に対して行った道警察の行為が「不当な心理的圧迫を与え、移動・行動の自由を制限した」と断じました。今後、道警察による違法な介入を繰り返さないための対策を講じるべきですが、警察本部長の見解を伺います。</p>	<p>(公安委員長)</p> <p>判決に対する受け止めについてであります。原告女性については、第一審の賠償命令が維持されたとの控訴審判決があったと道警察から詳細に報告を受け、道警察側としての主張が受け入れられなかったものと承知いたしております。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>判決の受け止めについてであります。警察官が、現場の状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断して措置を講じたものであります。原告女性に関しては、当方の主張が受け入れられなかったものと承知しております。</p> <p>(公安委員長)</p> <p>判決文についてであります。道警察から詳細に内容の報告を受け、さらに判決文も確認しております。6月28日の公安委員会において私から道警察に対して、判決内容を精査し、法と証拠に基づき対応すること、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨とし適正に職務を遂行するよう指導したところであります。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>今後、講じるべき対策についてであります。道警察といたしましては、引き続き、不偏不党かつ公平中正を旨とし、各種法令に基づき、適切に職務を遂行してまいります。</p>
<p>(再質問)</p> <p>五 公安問題について</p> <p>(一) 選挙演説中におけるやじへの対応等について</p> <p>1 原告女性に対する札幌高裁判決の受け止めについて</p> <p>道警察の職務が札幌高裁でも違法と断じられたことについて、判決自体を重く受け止めるべきではありませんか、知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。</p>	<p>(公安委員長)</p> <p>判決に対する受け止めについてであります。繰り返しになりますが、原告女性については、第一審の賠償命令が維持されたとの控訴審判決があったと道警察から詳細に報告を受け、道警察側としての主張が受け入れられなかったものと承知をいたしております。</p> <p>(警察本部長)</p> <p>判決の受け止めについてであります。繰り返しになりますが、警察官が、現場の状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断して措置を講じたものであります。原告女性に関しては、当方の主張が受け入れられなかったものと承知いたしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 判決に対する対応等について 知事は6月22日の記者会見で「判決の詳細についてしっかり把握したい」と答えました。 自ら把握した内容が今後の対応にどう反映されるのでしょうか。 道警察が対応すべきものということは、自らの意思は一切反映されないという宣言、そういうことでしょうか、知事に伺います 6月28日公安委員会において委員長から道警察を指導した旨答弁がありました。 従前からの答弁の焼き直しです。 公平中立でないと2度に渡り司法から下された判決を踏まえれば、公安委員会として独自の検証と道警察への再発防止措置を講じる必要があると考えますが、公安委員長の認識を伺います。</p> <p>3 今後の道警察活動の在り方について 不偏不党と言い切りますが、政権に対して批判的言動を行ったから排除したものではないと警察本部長は本当に言い切れるのでしょうか。 やじが憲法上の権利と認めれたことを重く受け止め、道民の表現の自由等を侵害したこれまでの対応を改めたという姿勢を道民に示すべきではありませんか、警察本部長の見解を伺います。</p> <p>(指摘) 公安委員長及び警察本部長は、道警察の行為が違法とされた司法判決の重みを本当にわかっておられるのか。 法と証拠に基づき道警察が対応してこなかったが故に司法に2度も道警察の行為は違法と断じられたのです。 道警察の信用を失墜させた事案にもかかわらず、従来と同様の指導を繰り返すのみです。 道警察を指導する公安委員会の機能が形骸化されていると言わざるを得ません。 2度と同様の事案が発生しないよう公安委員会としての自浄作用を発揮する必要があることを強く指摘します。 あわせて、2度の違法判決を重く受け止め、道警察は上告を断念し原告女性に謝罪することを強く求めます。</p>	<p>(公安委員長) 判決を踏まえての認識についてであります。今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨とし、適正に職務を遂行し、道民の期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう、適切に管理機能を発揮してまいります。</p> <p>(警察本部長) 今後の警察活動の在り方についてであります。引き続き、不偏不党かつ公平中正を旨とし、各種法令に基づき、適切に職務を遂行してまいります。</p>